

2025年度 田口福寿会奨学金 募集・推薦要項

1 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 2024年4月時点で岐阜県内の公立高等学校の3年生である者
- (2) 2025年4月に国内の国立または公立の大学に進学を希望している者
- (3) 学業・人物ともに優れ、心身ともに健康であること
- (4) 母子家庭・父子家庭・両親ともいない家庭の生徒のため、学資の支弁が困難であること（年間収入が847万円以下）
- (5) 2025年4月以降、他の給付型の奨学金（日本学生支援機構からの奨学金及び大学の授業料減免等の学内奨学金その他当財団会長の指定するものを除く。）の支給を受けない者
- (6) 在籍する高等学校長の推薦をうけることができる者

2 進学大学について

- (1) 対象は国内の国立または公立の大学（短期大学を除く。）とする。
- (2) 申請書の提出時点において進学志望大学は3校まで記載を認める。奨学生内定後における志望校の変更がある場合には、内定者は会長に対して志望校の変更承認を申請しなければならない。

3 推薦高校と採用人数

当財団が指定する県内の高等学校17校（別表）から推薦を募り、書類選考により25名程度を採用する。

4 奨学金支給内容等

- (1) 入学一時金30万円を、大学入学後4月末までに支給する。
- (2) 月額奨学金8万円を、正規の最短就学期間（4年間。医学部等は6年間）支給する。支給時期は、4月から6月までの分を4月末までに、7月から9月までの分を7月末までに、10月から12月までの分を10月末までに、1月から3月までの分を1月末までに、それぞれ支給する。
- (3) 奨学金は、「9 奨学金の停止または廃止」に定める奨学金の支給廃止の場合を除き返還することを要しない。

5 応募・推薦方法

- (1) 奨学金の支給を受けようとする者は、「田口福寿会奨学金支給申請書」を在籍する高等学校を通じて会長に提出する。
- (2) 在籍高等学校の長は、応募資格に該当する者の中から、当財団の依頼人数に応じ、推薦書を提出する。